

2026年7月3日

各位

京都信用金庫

「当座勘定規定」等の改定について

平素より京都信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2025年8月27日付「[手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組について（その2）](#)」にてご案内しておりました通り、「手形・小切手の最終振出期限設定」を行うこととしております。

つきましては、上記実施にあたり、「当座勘定規定」等の関連する規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、あらかじめご了承ください。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 規定の改定日

2026年8月3日（月）

2. 改定する規定

- (1) [当座勘定規定](#)
- (2) [当座勘定規定（個人当座用）](#)
- (3) 小切手用法
- (4) 約束手形用法
- (5) 為替手形用法
- (6) [代金取立規定](#)
- (7) [外貨普通預金規定](#)

3. 改定内容（改定部分を下線表示）

（1）当座勘定規定

改定前	改定後
第7条（手形、小切手等の支払） 1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。	第7条（手形、小切手等の支払） 1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
第8条（手形、小切手用紙） 1. 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	第8条（手形、小切手用紙） 1. 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> 2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>
第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） 1. 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を <u>できるかぎり</u> 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） 1. 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の</u>

	<u>判断により支払いを拒絶することができますものとしします。</u>
第18条（線引小切手の取扱い） 1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとしします。	第18条（線引小切手の取扱い） 1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとしします。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>

（2）当座勘定規定（個人当座用）

改定前	改定後
第7条（小切手、手形等の支払） 1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名义で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。	第7条（小切手、手形等の支払） 1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名义で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
第8条（小切手、手形用紙） 1. 当金庫を支払人とする小切手を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	第8条（手形、小切手用紙） 1. 当金庫を支払人とする小切手を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 <u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> 2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ2026年9月30日までに振り出され</u>

	<u>た手形であることを確認してください。</u>
第17条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） 1. 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第17条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） 1. 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
第18条（線引小切手の取扱い） 1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	第18条（線引小切手の取扱い） 1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>

（3）小切手用法

改定前	改定後
2項 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	2項 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>

(4) 約束手形用法

改定前	改定後
3 項 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	3 項 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

(5) 為替手形用法

改定前	改定後
4 項 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	4 項 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

(6) 代金取立規定

改定前	改定後
第 1 条（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。	第 1 条（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。 <u>ただし、2026 年 10 月 1 日以降に振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>

(7) 外貨普通預金規定

改定前	改定後
第 3 条（預金口座への受入れ） 2. この預金口座には、次のものを受入れます。 ① <u>現金</u> ② <u>当店を支払場所とする外貨による手形、小切手その他の証券（以下「証券類」といいます。）のうち、当店で決済を確認したものの</u>	第 3 条（預金口座への受入れ） 2. この預金口座には、次のものを受入れます。 ① <u>本人口座からの振替金</u> ② <u>削除</u>

③外国為替による振込金 3. <u>当店以外</u>を支払場所とする<u>証券類</u>は取立のうえ、決済を確認した後にこの預金口座に受入れます。この場合、特に費用を要するときは当金庫所定の手数料をいただきます。 4. 手形要件（とくに振出日、受取人）、<u>小切手要件（とくに振出日）</u>の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。また、<u>証券類のうち、裏書、受取文言等</u>の必要があるものはその手続を済ませてください。なお、手形、<u>小切手</u>を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。	②外国為替による振込金及び取立金 3. <u>海外</u>を支払場所とする<u>手形</u>は取立のうえ、決済を確認した後にこの預金口座に受入れます。この場合、特に費用を要するときは当金庫所定の手数料をいただきます。 4. 手形要件（とくに振出日、受取人）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。また、裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。なお、手形を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
---	---

以上